

平成30年度
第1回柏市保健衛生審議会

会議資料

平成30年8月23日

目 次

資料 1	柏市保健衛生審議会委員名簿	2
資料 2	柏市保健衛生審議会専門分科会委員名簿	3
資料 3	柏市保健衛生審議会事務局名簿	4
資料 4	柏市保健所の組織図	5
資料 5	柏市保健衛生審議会開催スケジュール	6
資料 6	柏市第五次総合計画・保健所事業関係部分抜粋	7
資料 7	平成 29 年度保健所事業 (柏市第五次総合計画重点事業) 評価	8
資料 8	平成 31 年度新規・拡充事業実施までの流れ	11
資料 9	平成 31 年度保健所新規・拡充事業について	12
資料 10	平成 30 年度保健所新規・拡充事業について (報告)	25
参考資料 1	柏市保健所条例	28
参考資料 2	柏市保健所条例施行規則	31
参考資料 3	柏市附属機関等組織運営要領	34
参考資料 4	柏市附属機関等会議公開等要領	38

平成30年7月現在

	氏名	所属・役職等
1	秋葉直志	東京慈恵会医科大学附属柏病院院長
2	秋山明美	柏市旅館業組合会計
3	浅沼智恵	千葉県看護協会東葛地区部会会長
4	大久保千鶴子	柏市民生委員児童委員協議会副会長
5	大松澤 泰	柏市食品衛生協会会長
6	鏑木重男	柏歯科医師会会長
7	小林正之	北柏ナーシングケアセンター施設長
8	佐藤紀子	千葉県立保健医療大学健康科学部教授
9	長瀬慈村	柏市医師会副会長
10	中村佳弘	柏市薬剤師会会長
11	野坂俊壽	柏市立柏病院院長
12	平野準子	柏市民健康づくり推進員連絡協議会会長
13	松倉 聡	柏市医師会副会長
14	宮 寛	東葛地域獣医師会会員
15	吉田麻美	公募委員

(敬称略 50音順)

母子保健専門分科会

	氏名	所属・役職等	備考
1	足立 千賀子	千葉県助産師会	
2	奥野 智 禎	千葉県柏児童相談所所長	
3	菊池 春 樹	東京成徳大学応用心理学部臨床心理学科助教	
4	窪谷 潔	柏市医師会	
5	齋藤 世利子	柏市小中学校校長会	
6	佐藤 紀 子	千葉県立保健医療大学健康科学部看護学科教授	会長
7	鈴木 美岐子	柏市私立認可保育園協議会会長 花の井保育園園長	
8	橘 房 子	柏市民健康づくり推進員連絡協議会副会長	
9	中矢 静 子	柏市私立幼稚園協会	
10	巻 淵 順 子	柏歯科医師会	
11	柳 川 幸 重	柏市医師会	
12	和田 靖 之	東京慈恵会医科大学附属柏病院小児科診療部長	副会長
13	渡邊 智 子	千葉県立保健医療大学健康科学部栄養学科教授	

(敬称略 50音順)

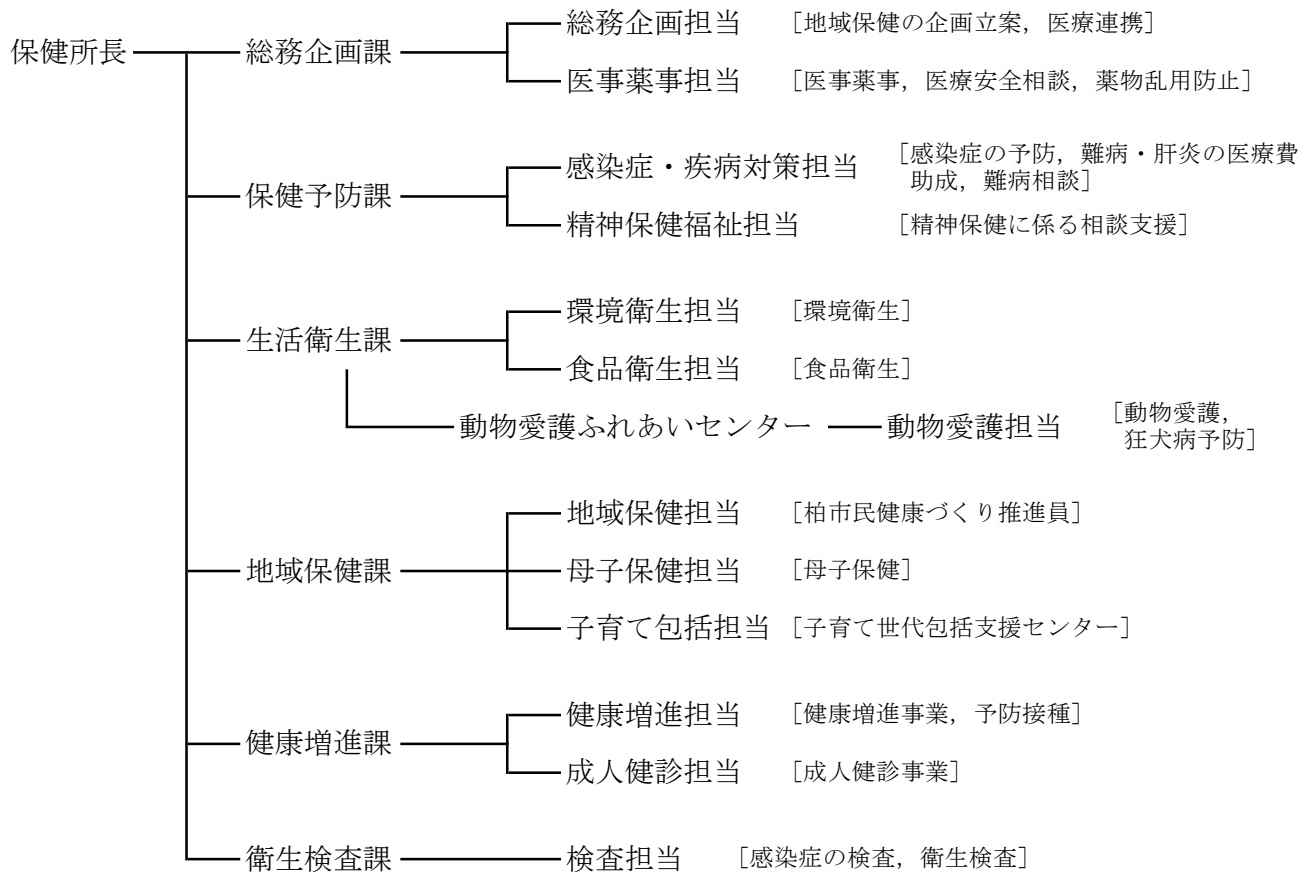
健康増進専門分科会

	氏名	所属・役職等	備考
1	小野 泰 弘	柏歯科医師会衛生委員長	
2	小林 正 之	北柏ナーシングケアセンター施設長	会長
3	佐藤 紀 子	千葉県立保健医療大学健康科学部教授	副会長
4	多田 紀 夫	柏市立介護老人保健施設はみんぐ施設長	
5	橘 房 子	柏市民健康づくり推進員連絡協議会副会長	
6	長瀬 慈 村	柏市医師会副会長	
7	中村 佳 弘	柏市薬剤師会会長	
8	橋本 英 樹	東京大学大学院医学系研究科教授	
9	星野 啓 一	柏ノースモッ子作戦協議会委員	
10	宮下 英 男	柏市保健所管内調理師会	
11	吉川 良 子	柏市スポーツ推進委員協議会会長	
12	吉武 由 美	公募委員	
13	吉場 幹 雄	柏市体育協会事務局長	

(敬称略 50音順)

	所 属	氏 名
1	保健所長	山 崎 彰 美
2	保健所次長兼総務企画課長	能 崎 勉
3	保健予防課長	戸 来 小太郎
4	生活衛生課長	田 邊 裕 通
5	動物愛護ふれあいセンター所長	竹 田 雅 一
6	地域保健課長	根 本 暁 子
7	健康増進課長	相 馬 桂 子
8	衛生検査課長	高 橋 美由紀

柏市保健所の組織図（平成30年4月1日）



柏市保健衛生審議会開催スケジュール H30.7～H32.6



柏市第五次総合計画・保健所事業関係部分抜粋

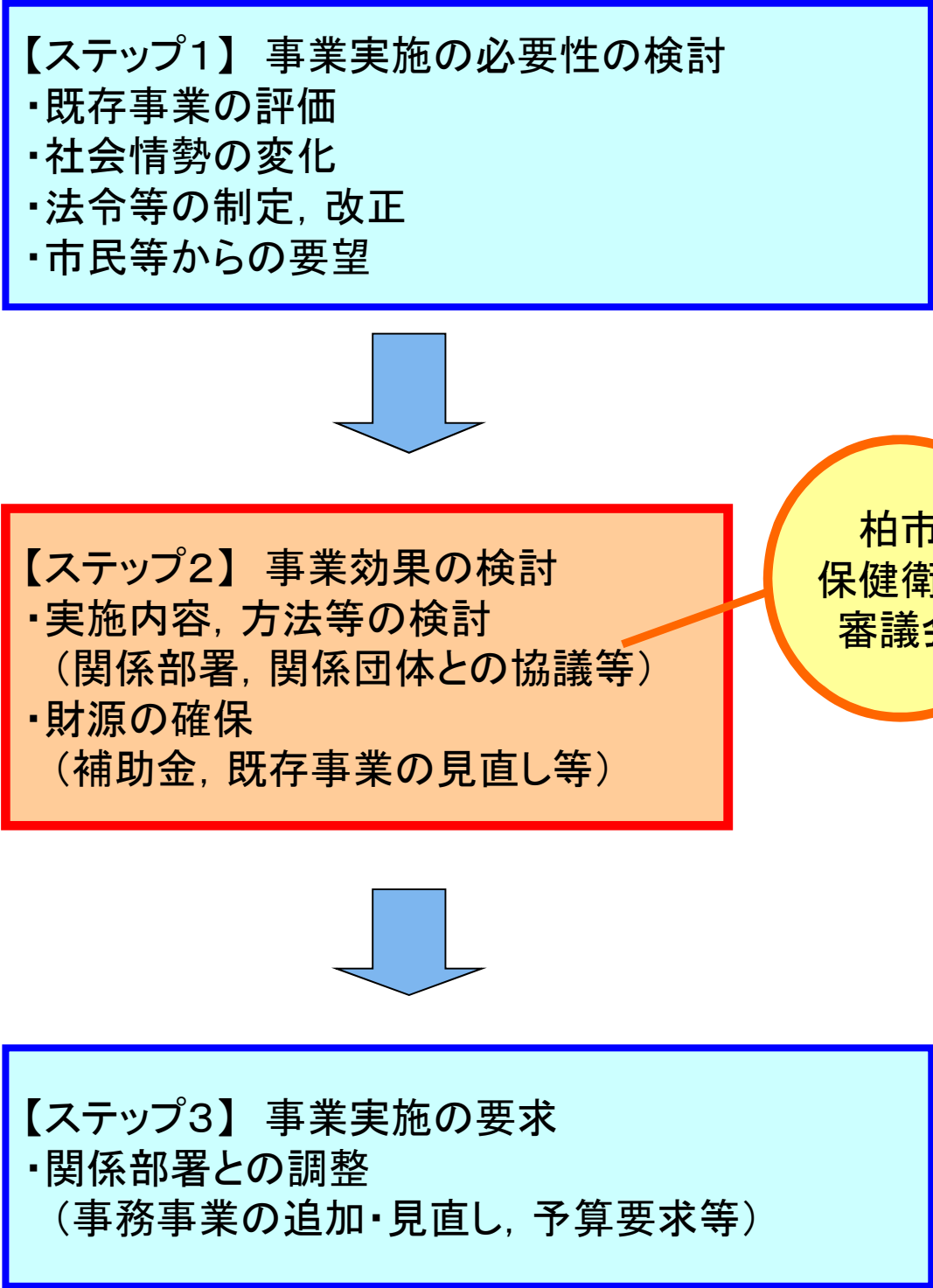
分野	施策	取組	事業	重点事業	部署	第五次総合計画 関連ページ					
1 こども 未来	1-4. 子ども及び家庭の状況に応じたきめ細かな支援の推進	1 子どもの健やかな成長支援	妊娠から子育てまでの総合的な支援体制整備	○	地域保健課	38,39,58-61					
			子育て情報体制の整備		地域保健課						
			乳幼児の健やかな成長支援		地域保健課						
			要支援家庭への個別支援の充実		地域保健課						
2 健康・サ ポート	2-1. 健康寿命の延伸	1 生活習慣病の発症及び重症化予防の推進	健康的な食習慣に関する啓発・環境整備	○	健康増進課	62-71					
			運動習慣に関する啓発・環境整備	○	健康増進課						
			喫煙や飲酒による健康影響に関する啓発・環境整備		健康増進課						
			歯・口腔の健康に関する啓発・環境整備		健康増進課						
			柏市・地域職域連携推進事業の実施		健康増進課						
			がん検診等の周知及び受診率の向上		健康増進課						
	2-2. 医療・介護及び支援体制の充実	4 安心して医療を受けられるための体制づくり	5 医療的ケアが必要な患者や家族等への支援	医療安全相談体制の充実		総務企画課	72-78				
				難病患者及び家族支援体制の整備・充実		保健予防課					
				6 安全・安 心	6-2. 健康被害の防止と安全の確保	2 健康危機に備えた体制づくり		健康危機管理体制・対応力の強化		保健予防課	128,129
								薬事毒劇物指導の強化		総務企画課	
健康危機における心のケア及び支援体制の整備		保健予防課									
衛生検査能力の向上		衛生検査課									
3 食品・環境衛生対策の推進	食品・環境衛生監視指導体制の充実		生活衛生課								
	食品・環境衛生検査体制の充実		生活衛生課								
	食中毒等予防に係る啓発		生活衛生課								
4 感染症対策の充実・強化	HACCP導入の普及		生活衛生課								
	感染症の平常時対策の強化		保健予防課								
	感染拡大防止の迅速かつ適正な実施		保健予防課								
5 人と動物との共生社会の推進	新興・再興感染症対策の整備、強化		保健予防課								
	動物愛護精神の普及啓発		動物愛護ふれあいセンター								
	動物愛護ボランティアとの連携促進		動物愛護ふれあいセンター								
		収容動物の返還・譲渡の促進		動物愛護ふれあいセンター							

【事業名】		【主管課】					
妊娠から子育てまでの総合的な支援体制整備		地域保健課					
【対象事務事業】							
<p>① 子育て世代包括支援センター運営事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期から子育て期に至るまでの総合的相談支援窓口として柏市妊娠子育て相談センターを運営 ・市内3か所(柏駅前, ウェルネス柏, 沼南支所)(平成30年4月から4か所, 市役所別館に設置) ・妊娠届出時の専門職による全数面談, 妊娠・出産・子育てに関する相談, 支援プランの作成, 各種情報提供等 <p>② 柏市こんにちは赤ちゃん事業(乳児家庭全戸訪問事業)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生後3か月までの新生児を対象に, 保健師や助産師による全数訪問を実施 <新生児訪問> ・上記新生児訪問での未実施家庭を対象に, 生後4か月までに, 看護師による訪問を実施 <こんにちは赤ちゃん訪問> ・児の発育状況や母の心身の健康状況を確認し, 生活や育児に関する相談支援を実施 							
【成果指標】							
	事務事業	指標名	単位	平成28年度		平成29年度	
				目標値	実績値	目標値	実績値
a	①	妊娠届出時の保健師等による面談率	%	40.0	47.5	60.0	73.0
b	②	新生児訪問面談率	%	70.0	70.1	87.0	74.6
c	②	こんにちは赤ちゃん訪問面談率	%	60.0	67.0	60.0	84.0
【達成状況(目標値に対する平成29年度実績値)】							
事務事業総数 <u> 2 </u> 事業							
指標総数 <u> 3 </u> 指標 達成率:平成29年度実績値/目標値 (%)							
達成率	0-25%	25-50%	50-75%	75-100%	100%-		
指標数				1	2		
【課題及び今後の方向性】							
<p>・上記2事業いずれも, 近年の核家族化や少子化等による社会的な要請から, 法令等に基づき義務的又は全国的に実施されているものであり, 今後も重点事業としていく必要がある。</p> <p>・各事業における個別の課題と対応方針</p> <p><①子育て世代包括支援センター運営事業> 課題:相談支援の充実/対応:職員の体制及びスキルの充実, 関係機関との連携強化</p> <p><②柏市こんにちは赤ちゃん事業> 課題:要支援者への的確な支援/対応:職員の体制及びスキルの充実, 関係機関との連携強化</p>							

【事業名】					【主管課】	
健康的な食習慣に関する啓発・環境整備					健康増進課	
【対象事務事業】						
<p>① 給食施設指導事業 特定給食施設及び小規模給食施設に対して、健康増進法で規定される栄養管理基準による給食運営ができるよう、施設の特性に応じた指導を行なう。個別指導、集団指導、調査報告のとりまとめ等を年間を通じて実施する。</p> <p>② 栄養改善事業 市民の食の課題である朝食欠食、野菜の摂取不足を改善するため、担当部署や調理師会、集団給食研究会と連携し、課題解決のための研修会を実施する。また、柏市内の飲食店と連携した「野菜を食べよう柏協力店」事業を展開し、野菜摂取向上につながる食環境整備を図る。</p>						
【成果指標】						
	事務事業	指標名	単位	目標値	実績値	
					平成28年度	平成29年度
a	①	塩分相当量について、適切な栄養管理ができていない施設の割合	%	88.0	79.0	66.0
b	②	研修会参加人数	人	70	71	67
c	②	「野菜を食べよう柏協力店」の増加	店	30	-	8
「野菜を食べよう柏協力店」は平成29年度からの新規事業						
【達成状況(目標値に対する平成29年度実績値)】						
事務事業総数 <u> 2 </u> 事業						
指標総数 <u> 3 </u> 指標 達成率:平成29年度実績値/目標値 (%)						
達成率	0-25%	25-50%	50-75%	75-100%	100%-	
指標数			1	2		
【課題及び今後の方向性】						
<p>・給食施設に対し、健康維持・増進のために適切な栄養管理が重要であること、併せて野菜摂取についても意識するよう指導をしていく。</p> <p>・「野菜を食べよう柏協力店」の登録店舗数を増やすこととともに、外食でも手軽においしい野菜を摂取できる本事業を市民に周知し、野菜の摂取量が増加することを目指す。</p>						

【事業名】					【主管課】	
運動習慣に関する啓発・環境整備					健康増進課	
【対象事務事業】						
① 地域ウォークの推進 ウォーキングを始めるきっかけづくりやウォーキングを継続のための事業展開 ・ウォーキングパスポートの発行 ・関係機関と連携したウォーキングに関する情報提供 ・気軽に取り組める運動の啓発 ・地域でのウォーキング講座の開催						
【成果指標】						
	事務事業	指標名	単位	目標値	実績値	
					平成28年度	平成29年度
a	①	歩く習慣のない人のウォーキングイベント参加者の割合	%	30.0	29.0	18.0
【達成状況(目標値に対する平成29年度実績値)】						
事務事業総数 <u> 1 </u> 事業						
指標総数 <u> 1 </u> 指標 達成率:平成29年度実績値/目標値 (%)						
達成率	0-25%	25-50%	50-75%	75-100%	100%-	
指標数			1			
【課題及び今後の方向性】						
・運動習慣者の増加を目指し、階段ウォーク等、日常生活の中で取り組むことができる手軽な運動やストレッチ等の情報提供を行う。 ・運動習慣の定着を目指し、関係部署や関係機関と連携したウォーキングコース等の情報発信を行う。						

平成31年度新規・拡充事業実施までの流れ



【事業名】	【主管課】
骨髄移植ドナー支援事業	総務企画課
【新規／拡充】	【財源】
新規	県補助あり
【事業の内容】	
<p>① 骨髄等移植の促進を目的に、提供者(ドナー)の市民を対象に、提供に要した日数に応じて助成する(20,000円/日,7日間を上限)。</p> <p>② ①の対象者が就業する事業所に助成する(10,000円/日,7日間を上限)。</p> <p>③ ホームページ掲載,チラシ配布等により周知を図る。</p> <p>④ 県補助額1/2</p>	
【導入の背景(法令,国,近隣自治体の状況)】	
<p>① 平成29年8月4日に千葉県が「骨髄移植におけるドナー支援事業補助金交付要綱」を制定。(平成29年4月1日から適用)</p> <p>② 平成30年7月31日現在,千葉県内では18市が実施し,さらに6市町が実施予定。(実施自治体:千葉市,船橋市,松戸市,野田市,流山市,我孫子市,鎌ヶ谷市,印西市,習志野市,八千代市,佐倉市,成田市,市原市,木更津市,君津市,山武市,いすみ市,大網白里市)</p> <p>③ 平成30年6月末時点で,全国の患者登録数(累計)54,054人,HLA適合患者数(累計)43,050人。</p> <p>④ 平成30年6月末時点で,千葉県のドナー登録者数15,006人,柏市のドナー登録者推定数1,615人。</p>	

MONTHLY JMDP

2018年7月13日

発行：日本骨髄バンク事務局

お問い合わせ：03-5280-8111



日本骨髄バンク

日本骨髄バンクの現状 (2018年6月末現在)

	5月	6月	現在数	累計数
ドナー登録者数	2,642	2,869	487,056	739,372
患者登録者数	232	234	3,857	54,054
移植例数	101	101	—	22,087

■6月年代別ドナー登録者数(現在数)

10代 4,659人

20代 72,664人

30代 136,903人

40代 209,029人

50代 63,801人

■6月の20歳未満の登録者 463人

■6月の区分別ドナー登録者数：献血ルーム/846人、献血併行型集団登録会/1,850人、集団登録会/134人、その他/39人

■6月末までの末梢血幹細胞移植(PBSCT)累計数：499件

注) 数値は速報値のため訂正されることがあります。

5 ドナー助成制度、新たに6つの自治体で導入

新たに6市町で、「骨髄バンクを通じて骨髄又は末梢血幹細胞を提供したドナーのための助成制度」が導入されました。全国で403市区町村になります。助成制内容は各自治体によって異なりますので、直接お問い合わせください。ホームページに問い合わせ一覧を掲載しています。

◇HOME>ドナー登録されている方へ>骨髄・末梢血幹細胞の提供までの流れ

>提供ドナー助成制度を導入している地方自治体・民間団体

■新たに導入した自治体

○大網白里市(千葉県) ○昭島市(東京都) ○北名古屋市(愛知県)

○いの町、香美市、南国市(以上高知県)

2

(MONTHLY JMDP 2018年7月13日号より抜粋)

ドナー登録できる方

- 骨髄・末梢血幹細胞の提供の内容(本パンフレット)を十分に理解している方
- 年齢が18歳以上、54歳以下で健康な方
- 体重が男性45kg以上／女性40kg以上の方

- 骨髄・末梢血幹細胞を提供できる年齢は20歳以上、55歳以下です。
*適合検索が開始されるのは20歳からです。
*コーディネートの対象とならなかった方は、満55歳の誕生日で登録取り消しになります。
*登録した日(採血日)の年齢が54歳で、満55歳の誕生日までの期間が10日間以内である方は、適合検索の対象とならない場合があります。HLA型の検査結果などがデータベースに登録されるまでに最長10日間を要するためです。
- ドナー登録後の健康状態によっては、コーディネートを進めることができないこともあります。
- 骨髄・末梢血幹細胞の提供にあたっては家族の同意が必要です。
- 腰の手術を受けたことがある方は骨髄提供はできません。

次の方はドナー登録をご遠慮ください

- 病気療養中または服薬中の方(特に気管支ぜんそく、肝臓病、腎臓病、糖尿病など、慢性疾患の方)
- 悪性腫瘍(がん)、膠原病(慢性関節リウマチなど)、自己免疫疾患、先天性心疾患、心筋梗塞、狭心症、脳卒中などの病歴がある方
- 悪性高熱症の場合は、本人またはご家族に病歴がある方
- 最高血圧が151以上または89以下の方、最低血圧が101以上の方
- 輸血を受けたことがある方、貧血の方、血液の病気の方
- ウイルス性肝炎、エイズ、梅毒、マラリアなどの感染症の病気の方
- 食事や薬等により呼吸困難などの症状が出たことがある方や、高度の発疹の既往がある方
- 過度の肥満の方(体重kg÷身長m÷身長mが30以上の方)

骨髄バンクに関するご質問・お問い合わせ



日本骨髄バンク

ドナーバンク
TEL 03-5280-1789 (資料請求・問い合わせ専用) FAX 03-5280-0101
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3-19 廣瀬第2ビル7F

日本骨髄バンク

検索

日本骨髄バンク ホームページ <http://www.jmdp.or.jp/>
コミュニティーサイト ドナーズネット <http://www.donorsnet.jp/>

facebook 公式アカウント「日本骨髄バンク」 [いいね!](#)



平成29年4月発行

骨髄バンクに ご登録ください。

チャンス

ドナー登録のしおり



Illustration Dick Bruna © copyright Mercis bv, 1975 www.miffy.com

厚生労働省
日本骨髄バンク
日本赤十字社

(厚生労働省, 日本骨髄バンク, 日本赤十字社作成リーフレット)

【事業名】	【主管課】
食品営業施設監視・指導事業	生活衛生課
【新規／拡充】	【財源】
拡充	市単費
【事業の内容】	
① 食品関係事業者の監視実施により、健康被害の未然防止と安全な食品の流通確保。 ② HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の周知と導入の推進。 ③ 監視時、HACCP取組状況の確認及び指導。	
【導入の背景(法令, 国, 近隣自治体の状況)】	
食品衛生法の一部改正(HACCPに沿った衛生管理の制度化)。	

食品衛生法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

- 我が国の食をとりまく環境変化や国際化等に対応し、食品の安全を確保するため、広域的な食中毒事案への対策強化、事業者による衛生管理の向上、食品による健康被害情報等の把握や対応を的確に行うとともに、国際整合的な食品用器具等の衛生規制の整備、実態等に応じた営業許可・届出制度や食品リコール情報の報告制度の創設等の措置を講ずる。

改正の概要

1. 広域的な食中毒事案への対策強化

国や都道府県等が、広域的な食中毒事案の発生や拡大防止等のため、相互に連携や協力を行うこととともに、厚生労働大臣が、関係者で構成する広域連携協議会を設置し、緊急を要する場合には、当該協議会を活用し、対応に努めることとする。

2. HACCP(ハザップ)*に沿った衛生管理の制度化

原則として、すべての食品等事業者に、一般衛生管理に加え、HACCPに沿った衛生管理の実施を求める。ただし、規模や業種等を考慮した一定の営業者については、取り扱う食品の特性等に応じた衛生管理とする。

- * 事業者が食中毒菌汚染等の危害要因を把握した上で、原材料の入荷から製品出荷までの全工程の中で、危害要因を除去低減させるために特に重要な工程を管理し、安全性を確保する衛生管理手法。先進国を中心に義務化が進められている。

3. 特別の注意を必要とする成分等を含む食品による健康被害情報の収集

健康被害の発生を未然に防止する見地から、特別の注意を必要とする成分等を含む食品について、事業者から行政への健康被害情報の届出を求める。

4. 国際整合的な食品用器具・容器包装の衛生規制の整備

食品用器具・容器包装について、安全性を評価した物質のみ使用可能とするポジティブリスト制度の導入等を行う。

5. 営業許可制度の見直し、営業届出制度の創設

実態に応じた営業許可業種への見直しや、現行の営業許可業種(政令で定める34業種)以外の事業者の届出制の創設を行う。

6. 食品リコール情報の報告制度の創設

営業者が自主回収を行う場合に、自治体へ報告する仕組みの構築を行う。

7. その他(乳製品・水産食品の衛生証明書の添付等の輸入要件化、自治体等の食品輸出関係事務に係る規定の創設等)

施行期日

公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日(ただし、1. (は1年、5. 及び6. (は3年))

(厚生労働省ホームページより)

【事業名】	【主管課】
柏市における猫の飼育実態調査及び猫に係る市民意識調査	動物愛護ふれあいセンター
【新規／拡充】	【財源】
新規	市単費
【事業の内容】	
<p>① 市内で飼育されている猫の推定数及び飼い主のいない猫の推定数を把握する。</p> <p>② 猫に係る市民意識調査により、猫の生息が市民生活に及ぼす影響度合いを把握する。</p> <p>③ 調査は現地調査及びアンケート調査、また必要に応じ電話調査により実施する。 なお、調査は外部委託とし、必要な予算を確保する。</p> <p>④ 調査結果は、市ホームページに公開し、意識調査結果により得られた情報を市民が共有できることとする。</p>	
【導入の背景(法令, 国, 近隣自治体の状況)】	
<p>① 動物愛護法の対象動物である猫について、市内に生息する実数を行政が把握する手段がない。このような状況の中、猫に対する苦情・相談は後を絶たず、根本的な行政施策の立案に苦慮している。</p> <p>② 飼い主のいない猫の推定数を把握することにより、当所の既存事業である「猫の不妊去勢手術助成金交付事業」の効果判定の一助とする。</p> <p>③ 東京都では約5年ごとに、「東京都における犬及び猫の飼育実態調査」を実施しており、行政施策の基礎資料として有効に活用されている。</p>	

東京都における犬及び猫の飼育実態調査について

[参考：「東京都における犬及び猫の飼育実態調査の概要（平成23年度）」

（東京都福祉保健局）]

1 調査目的

東京都では平成9年度及び平成18年度に犬及び猫の飼育実態調査を実施し、犬及び猫の飼育頭数の実態把握及び課題の抽出等を行い、動物の愛護及び管理に関する行政施策に反映してきた。

平成18年度の調査から5年を経て、現状を評価し、今後の行政施策検討の基礎情報とすることを目的とし、東京都における犬及び猫の飼育頭数実態及びペット飼育に関する都民意識等の調査を実施した。

2 調査期間

平成23年10月24日～平成24年3月16日

3 実施項目

- (1) 資料調査
- (2) 猫の個体生息数の推定を行うための現地調査
- (3) 犬及び猫の飼育に関するアンケート調査

4 調査方法及び内容

- (1) 資料調査（引取り頭数，負傷動物収容頭数等）
東京都統計を整理。
- (2) 猫の個体生息数の推定を行うための現地調査
30箇所を無作為抽出し5km程度の現地調査ルートを設定し、ルート上をゆっくり歩き、ルートの片側5m，両側で10mの可視範囲に確認した猫について、頭数，確認時間，首輪の有無，耳カットの有無，子猫・成猫の区別，確認時の行動，個体の特徴を記録。
調査時間帯は日中（9～16時）として実施。
- (3) 犬及び猫の飼育に関するアンケート調査
配布数は有効回収率30%を目標とし，各調査対象地域につき200戸×30地区＝6,000通とした。

5 調査結果

- (1) 現地調査結果（平成23年12月5日～7日，12日～15日）
81頭の屋外猫を確認。
- (2) アンケート結果（6,000通を配布し，有効回答計1,472通を集計）
犬飼育頭数298頭，犬飼育軒数242軒，猫飼育頭数317頭，猫飼

育軒数 1 7 5 軒

【猫飼育者への設問】

①猫の飼育世帯率，飼育頭数②猫の性別，年齢③猫の入手方法④猫の飼育期間⑤猫の身元表示方法⑥猫の不妊・去勢処置⑦メス猫の繁殖経験⑧猫の飼育形態⑨猫のトイレ⑩猫の餌代⑪猫の医療費⑫猫の餌代・医療費以外の費用⑬猫の災害対応⑭猫の災害時の備え

【猫の苦情等に関する設問】

①猫の鳴き声や糞尿に対する評価②猫に関する迷惑だと感じる内容③野良猫に対する評価④野良猫への餌やりを目にした経験⑤野良猫への餌やりの評価⑥飼い主のいない猫活動の認知度⑦犬猫に関する地域の取組の認知度

6 解析

猫の個体数推計（現地調査とアンケート結果から推計）

- ・平成 2 3 年度の東京都の猫の推定総数は約 1 1 1 万頭。
- ・平成 1 8 年度の 9 8 万頭に比べ合計頭数は増加しているが，これは屋内飼育猫の増加によるものであり，野良猫の推定頭数は約 1 5 万頭から約 6 万頭へと激減している（減少率 6 0 %）。

7 行政への要望の整理

- ・飼い主責任・マナーに関すること（5 2 0 件）
- ・規制強化に関すること（1 9 9 件）
- ・飼い主のいない猫に関すること（1 8 0 件）
- ・動物取扱業者に関すること（3 5 件）
- ・集合住宅におけるペット飼育に関すること（4 件）
- ・危険な動物，外来生物等に関すること（3 件）
- ・その他（7 0 件）

飼い主のいない猫対策として，東京都や千葉県を始め多くの自治体で，飼い主のいない猫の不妊去勢手術の助成事業を行っている。

柏市でも年間 8 0 万円の予算を組み，平成 2 9 年度は 1 7 5 頭の不妊去勢手術に対し助成を行っている。予算を増やしてはどうかという意見があるが，助成事業の効果を計るすべがないのが現状である。

定期的に飼い主のいない猫の数を把握し，助成事業の効果判定の一助としていきたい。

【事業名】	【主管課】
受動喫煙防止対策事業	健康増進課
【新規／拡充】	【財源】
新規	国補助あり
【事業の内容】	
<p>① 市民や施設管理者に対し、受動喫煙による健康影響等について、パンフレット等を配布し周知啓発を行う。</p> <p>② 施設管理者に対し、法改正及び受動喫煙防止対策に関する説明会等の実施。</p> <p>③ 受動喫煙対策促進事業として、国補助額1/2</p>	
【導入の背景(法令, 国, 近隣自治体の状況)】	
<p>① 2018年7月18日 受動喫煙防止対策を強化する改正健康増進法が成立。 2019年夏頃 一部施行(学校, 病院, 児童福祉施設等, 行政機関における敷地内禁煙)。 2020年4月 全面施行(事業所や飲食店等, 多数の者が利用する施設等における喫煙禁止。罰則規定有)。 ※保健所には, 住民・施設等への周知啓発, 相談窓口の設置, 指導監督業務等が課せられる。</p> <p>② 東京都では, 従業員を雇う飲食店は原則屋内禁煙とするなど, 国の法案より厳しい規制となる「受動喫煙防止条例」を, 6月27日に制定。 千葉市でも, 東京都と同様の内容となる「受動喫煙防止条例」を制定する予定。</p>	

改正の趣旨

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定める。

【基本的考え方 第1】「望まない受動喫煙」をなくす

受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくす。

【基本的考え方 第2】受動喫煙による健康影響が大きい子ども、患者等に特に配慮

子どもなど20歳未満の者、患者等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や、屋外について、受動喫煙対策を一層徹底する。

【基本的考え方 第3】施設の類型・場所ごとに対策を実施

「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに、主たる利用者の違いや、受動喫煙が他人に与える健康影響の程度に応じ、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、掲示の義務付けなどの対策を講ずる。

その際、既存の飲食店のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、事業継続に配慮し、必要な措置を講ずる。

改正の概要

1. 国及び地方公共団体の責務等

- (1) 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。
- (2) 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。
- (3) 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

2. 多数の者が利用する施設等における喫煙の禁止等

- (1) 多数の者が利用する施設等の類型に応じ、その利用者に対して、一定の場所以外の場所における喫煙を禁止する。
- (2) 都道府県知事（保健所設置市区にあっては、市長又は区長。以下同じ。）は、(1)に違反している者に対して、喫煙の中止等を命ずることができる。

【原則屋内禁煙と喫煙場所を設ける場合のルール】

		経過措置	
A 学校・病院・児童福祉施設等、行政機関 旅客運送事業自動車・航空機	禁煙 (敷地内禁煙(※1))	当分の間の措置	
		【加熱式たばこ(※2)】 原則屋内禁煙 (喫煙室(飲食等も可)内での喫煙可)	別に法律で定める日までの間の措置 既存特定飲食提供施設 (個人又は中小企業(資本金又は出資の総額5000万円以下(※3)) かつ客席面積100㎡以下の飲食店) 標識の掲示により喫煙可
B 上記以外の多数の者が利用する施設、 旅客運送事業船舶・鉄道	原則屋内禁煙 (喫煙専用室(喫煙のみ)内でのみ喫煙可)	【加熱式たばこ(※2)】 原則屋内禁煙 (喫煙室(飲食等も可)内での喫煙可)	
		別に法律で定める日までの間の措置 既存特定飲食提供施設 (個人又は中小企業(資本金又は出資の総額5000万円以下(※3)) かつ客席面積100㎡以下の飲食店) 標識の掲示により喫煙可	

※1 屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。
 ※2 たばこのうち、当該たばこから発生した煙が他人の健康を損なうおそれがあることが明らかでないたばことして厚生労働大臣が指定するもの。
 ※3 一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。
 注：喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権原者による標識の掲示が必要。
 注：公衆喫煙所、たばこ販売店、たばこの対面販売（出張販売によるものを含む。）をしていることなどの一定の条件を満たしたバーやスナック等といった喫煙を主目的とする施設について、法律上の類型を設ける。

- (3) 旅館・ホテルの客室等、人の居住の用に供する場所は、(1)の適用除外とする。
- (4) 喫煙をすることができる室には20歳未満の者を立ち入らせてはならないものとする。
- (5) 屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないものとする。

3. 施設等の管理権原者等の責務等

- (1) 施設等の管理権原者等は、喫煙が禁止された場所に喫煙器具・設備（灰皿等）を設置してはならないものとする。
- (2) 都道府県知事は、施設等の管理権原者等が(1)に違反しているとき等は、勧告、命令等を行うことができる。

4. その他

- (1) 改正後の健康増進法の規定に違反した者について、所要の罰則規定を設ける。
- (2) この法律の施行の際現に業務に従事する者を使用する者は、当該業務従事者の望まない受動喫煙を防止するため、適切な措置をとるよう努めるものとする。
- (3) 法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

施行期日

2020年4月1日（ただし、1及び2(5)については公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日、2.A二重線部の施設に関する規定については公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日）

受動喫煙対策により、現状がどのように変わるのか

- 施設の類型・場所ごとに、禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、喫煙可能な場所には掲示を義務付けること等から、改正健康増進法の対象施設においては「望まない受動喫煙」が生じてしまうことはなくなる。
- なお、今般の対策により、WHOによる規制状況の区分は1ランク上がることとなる。

【現状】



○ 受動喫煙を生じさせずに喫煙できる場所が必ずしも明らかでないため、
 ・ 非喫煙者が望まずに受動喫煙をしてしまう
 ・ 喫煙者も、意図せずに受動喫煙をさせてしまうことが生じる。

【法施行後】

学校・病院・児童福祉施設等

○ 敷地内禁煙

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができる。

【事務所等】【飲食店のうち新たに開設する又は経営規模の大きい店舗等】

○ 屋内禁煙



○ 喫煙専用室設置(※)



○ 加熱式たばこ専用の喫煙室設置(※)



事務所・飲食店等

or

or

掲示義務

掲示義務

室外への煙の流出防止措置

【既存の飲食店のうち経営規模の小さい店舗】



※全ての施設で、喫煙可能部分は客・従業員ともに20歳未満は立ち入れない。

○ 喫煙可能(※)



掲示義務

or

○ 屋内禁煙



喫煙専用室と同等の煙の流出防止措置を講じている場合は、非喫煙スペースへの20歳未満の立入りは可能。

法施行後、既存の経営規模の小さい飲食店が経営判断に基づいて講じる受動喫煙対策への支援を実施
 また、新たに開設する店舗が段階的に増加

屋外や家庭等

○ 喫煙を行う場合は周囲の状況に配慮

国及び地方公共団体の責務について

1. 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努める。

① 周知啓発

国民や施設の管理権原者などに対し、受動喫煙による健康影響等について、国及び地方自治体がパンフレット資料の作成・配布等を通じて周知啓発を行う。

② 喫煙専用室等の設置に係る予算・税制上の措置

飲食店等における中小企業の事業主等が、受動喫煙対策として一定の基準を満たす喫煙専用室等を整備する際、その費用について助成を行う。

また、中小企業等が経営改善設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度について、喫煙専用室に係る器具備品等がその対象となることを明確化する。

③ 屋外における分煙施設

屋外における受動喫煙対策として、自治体が行う屋外における分煙施設の整備に対し、地方財政措置による支援を行う。

2. 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努める。

(考えられる協力の例)

○ 事業主団体等を通じた周知

飲食の機会等において患者や妊婦をはじめ受動喫煙を望まない者を喫煙可能な場所に連れて行くことがないようにするため、受動喫煙を防止する観点からの留意事項をまとめ、事業主団体等を通じて、周知啓発を行う。

○ 民間の飲食店情報サイトへの協力依頼

屋内禁煙、喫煙専用室設置店、既存特定飲食提供施設等の情報を掲載し、飲食店を選択する方に広く周知する。

3. 国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努める。

○ 加熱式たばこの受動喫煙による健康影響等について、科学的知見の蓄積を行う。

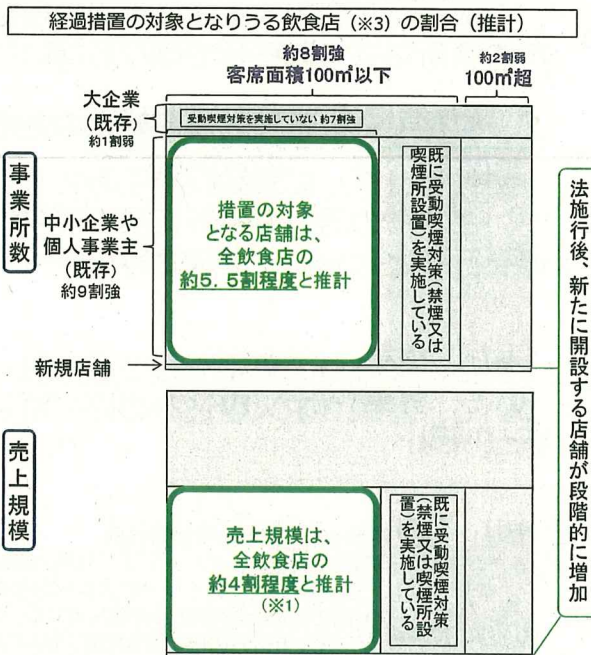
既存特定飲食提供施設の考え方及び範囲について

<考え方>

- 既存の飲食店（※）のうち経営規模が小さい事業者が運営するものについては、直ちに喫煙専用室等の設置を求めることが事業継続に影響を与えることが考えられることから、これに配慮し、一定の猶予措置を講ずる。
※この法律の施行の際現に存する、飲食店、喫茶店その他設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われる施設
- その際、特例の対象が否かが変動することがないよう配慮することが必要であることから、「**経営規模**」については、「**売上げ**」ではなく、「**資本金**」及び「**面積**」で判断する。
- **資本金**については、中小企業基本法における中小企業（飲食店）の定義などを踏まえ、「**資本金5,000万円以下**」を要件とする。
※ただし、一の大規模会社が発行済株式の総数の二分の一以上を有する会社である場合などを除く。
- また、「**資本金5,000万円以下**」の企業が運営する施設であっても、一定の客席面積を有する場合は、一定の経営規模があると考えられることから、先行事例となる神奈川県・兵庫県の条例などを踏まえ、「**客席面積100㎡以下**」を要件とする。
- また、「**既存の飲食店**」について、法施行後に何らかの状況の変更があった場合に、引き続き「既存の飲食店」に該当するかどうかは、①**事業の継続性**、②**経営主体の同一性**、③**店舗の同一性**等を踏まえて総合的に判断する。

<範囲>

- **既存特定飲食提供施設（中小企業や個人が運営する店舗であって、客席面積100㎡以下のもの）**として、措置の対象となる店舗は、**最大で飲食店全体の約5.5割程度**と推計（※1）。
- なお、飲食店のうち、新たに出店した店舗は、2年間で全体の約2割弱、5年間で約3割強（※2）。

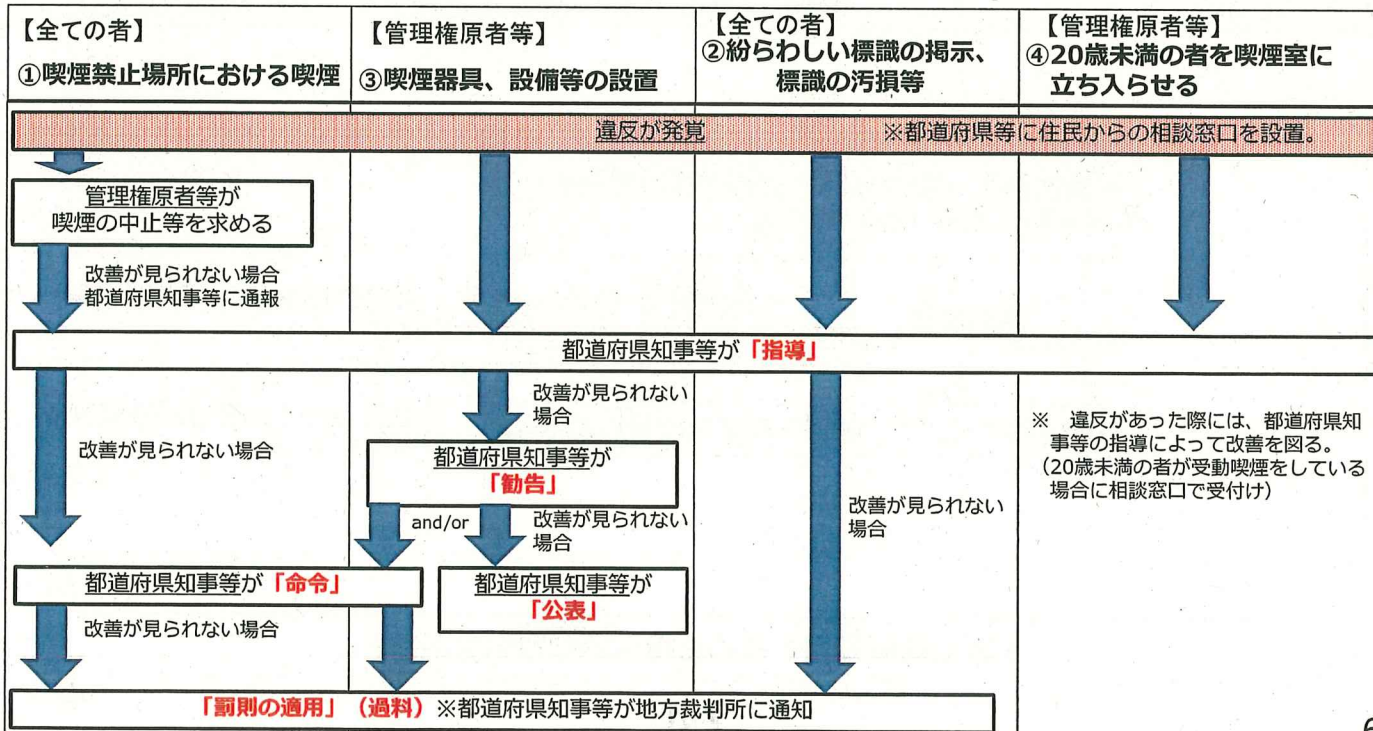


※1) 平成29年度飲食店における受動喫煙防止対策実態調査報告書(東京都)・平成27年度健康資源・環境整備状況調査(愛媛県)・平成26年度受動喫煙防止対策実態調査(山形県)等の自治体調査、平成26年経済センサス基礎調査、平成23～26年度生活衛生関係営業実態調査の回答結果をもとに仮定を置いて推計。
 ※2) 平成18年事業所・企業統計調査～平成26年経済センサス基礎調査。
 ※3) 経済センサス基礎調査における飲食店(食堂、レストラン、料理店、喫茶店、酒場等)

改正健康増進法における義務内容及び義務違反時の対応について

- 改正健康増進法においては、以下の義務を課すこととしている。
 【全ての者】①喫煙禁止場所における喫煙の禁止、②紛らわしい標識の掲示、標識の汚損等の禁止
 【施設等の管理権原者等】③喫煙器具、設備等の設置禁止
 ④喫煙室内へ20歳未満の者を立ち入らせないこと 等
- 義務に違反する場合については、まずは「指導」を行うことにより対応する。指導に従わない場合等には、義務違反の内容に応じて勧告・命令等を行い、改善が見られない場合に限り、罰則（過料）を適用する。

<義務違反時の対応>



従業員に対する受動喫煙対策について

○ 多数の者が利用する施設等では、施設等の類型・場所ごとに禁煙措置や喫煙場所の特定を行うこととするが、喫煙可能場所のある施設の従業員の「望まない受動喫煙」を防止するため、以下の施策を講ずる。

1 20歳未満の者（従業員含む）の立入禁止

多数の者が利用する施設等の管理権原者等は、20歳未満の者（従業員を含む）を喫煙可能場所に立ち入らせてはならないこととする。

2 関係者による受動喫煙防止のための措置

関係者（※）に受動喫煙を防止するための措置を講ずる努力義務等を設ける。その上で、これらの努力義務等に基づく対応の具体例を国のガイドラインにより示して助言指導を行うとともに、助成金等によりその取組を支援する。

※上記1の施設等の管理権原者等及び事業者その他の関係者

また、従業員の募集を行う者に対しては、どのような受動喫煙対策を講じているかについて、募集や求人申込みの際に明示する義務を課すこととする。（今回の法律とは別に関係省令等により措置）

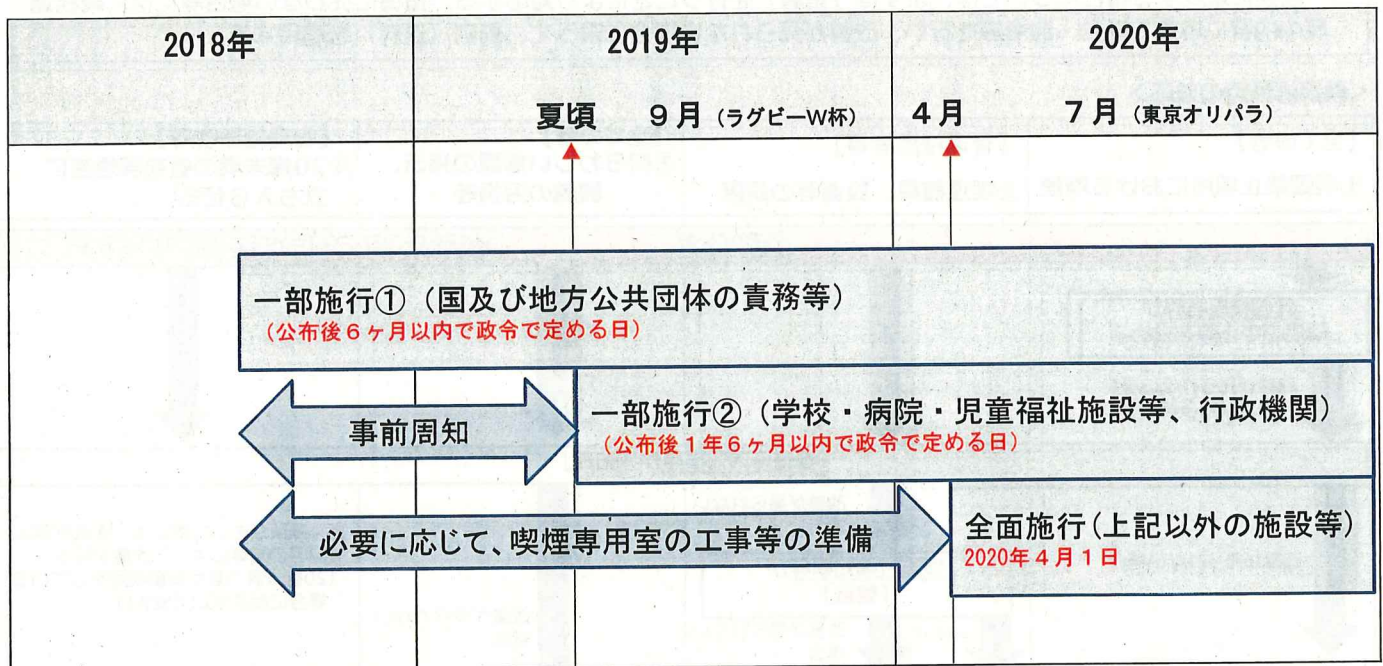
（参考） ガイドラインに盛り込む措置の例

- ① 喫煙室や排気装置の設置などハード面の対策と助成金等利用可能な支援策の概要
- ② 勤務シフト・店内レイアウト・サービス提供方法の工夫、従業員への受動喫煙防止対策の周知（モデル労働条件通知書等の活用）などソフト面の対策と相談窓口等利用可能な支援策の概要
- ③ 従業員の募集や求人申込みの際に受動喫煙対策の内容について明示する等、従業員になろうとする者等の保護のための措置

7

施行スケジュールについて

○ 施設等の類型・場所に応じ、施行に必要な準備期間を考慮して、2020年東京オリンピック・パラリンピックまでに段階的に施行する。



予算や税制措置も含めた総合的な取組を進める。

【事業名】	【主管課】
子育て世代包括支援センター(柏市妊娠子育て相談センター)	地域保健課
【新規／拡充】	【予算(事業費)】(千円)
拡充	40,341千円
【事業の内容】	
<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠期から子育て期に至るまでの総合的相談支援窓口として柏市妊娠子育て相談センターを運営 ・市内4か所(柏駅前, 柏市役所別館, ウェルネス柏, 沼南支所) ・妊娠届出時の専門職による全数面談, 妊娠・出産・子育てに関する相談, 支援プランの作成, 各種情報提供等 <p><平成30年度拡充内容></p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年4月から, 柏市役所別館に設置(3か所→4か所) ・平成30年7月から, 柏駅前のスペースを拡充し「駅前すこやかルーム」として身体測定や育児相談等を開始(実施日や内容等は順次拡充予定) 	
【導入の背景(法令, 国, 近隣自治体の状況)】	
<ul style="list-style-type: none"> ・核家族化や地域のつながりの希薄化等による児童虐待の増加を防ぐために, 妊娠期から子育て期に至るまでの切れ目のない支援の強化が求められている。 ・その一環として, 母子保健法改正(平成29年4月1日施行, センター設置の努力義務化)に合わせてセンターを設置し, 今後も重点事業として取り組んでいくもの。 	

【事業名】	【主管課】
8か月児相談	地域保健課
【新規／拡充】	【予算(事業費)】(千円)
新規	1,343千円
【事業の内容】	
<p><新規事業 平成30年4月開始></p> <ul style="list-style-type: none"> ・目的:乳児期の育児不安や負担の軽減, 仲間づくり, 必要な支援 ・対象:8か月の乳児及び保護者 ・内容:集団相談事業(身体計測, 育児相談, 講話, グループワーク, 個別相談, 必要に応じて継続支援) ・日時:毎月4回, 各90分程度 ・場所:ウェルネス柏1階 こども健康ルーム ・実績:来所数532人, 対象者の約60%(4~6月実績) 	
【導入の背景(法令, 国, 近隣自治体の状況)】	
<ul style="list-style-type: none"> ・核家族化や地域のつながりの希薄化等による児童虐待の増加を防ぐために, 妊娠期から子育て期に至るまでの切れ目のない支援の強化が求められている。 ・その一環として法令に基づく既存の訪問や健診等を行っているが, 1歳6か月児健診までの間における全母子を対象とする事業がなかったことから, その補完と充実を目的に市独自事業として開始したもの。 	

【事業名】	【主管課】
がん検診	健康増進課
【新規／拡充】	【予算(事業費)】(千円)
拡充	410,692千円
【事業の内容】	
<p>①胃がん検診において、50歳以上の希望者が個別医療機関で内視鏡検査を受診できるよう検診メニューの拡充(柏市医師会と契約し、委託料61,499千円)。</p> <p>②乳がん検診において、40代女性は個別検診及び集団検診で2方向マンモグラフィー検査を受診できるよう検診メニューの拡充(柏市医師会・公益社団法人ちば県民保健予防財団とそれぞれ契約し、委託料13,127千円・19,650千円)。</p>	
【導入の背景(法令, 国, 近隣自治体の状況)】	
<p>①「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成28年2月一部改正)において、胃がん検診は50歳以上の者を対象に、胃エックス線検査と内視鏡検査のいずれかを選択し、実施回数は2年に1回とされている。</p> <p>②「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」(平成28年2月一部改正)において、乳がん検診の実施回数は2年に1回とされ、また、40歳代には2方向撮影を行うよう留意されている。</p>	

○柏市保健所条例

平成19年12月26日

条例第47号

改正 平成21年12月24日条例第34号

平成25年12月25日条例第52号

(設置)

第1条 本市における公衆衛生の向上及び増進並びに市民の健康の保持及び増進を図るため、地域保健法（昭和22年法律第101号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により、保健所を設置する。

(名称等)

第2条 保健所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
柏市保健所	柏市柏下65番地1	本市の区域

(平21条例34・一部改正)

(手数料)

第3条 地域保健法施行令（昭和23年政令第77号。以下「令」という。）第8条第1項第1号に規定する特に費用を要する衛生上の試験及び検査その他の業務に係る役務（規則で定めるものを除く。）の提供を受ける者は、手数料を納入しなければならない。

2 前項の手数料の額は、健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項の規定により厚生労働大臣が定める算定方法又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める算定基準により算定した額の100分の80に相当する額に、その額に100分の8を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加えた額とする。ただし、この算定方法により算定し難いものは、実費に相当する額として規則で定める額とする。

- 3 手数料の納入の時期は、第1項に規定する役務の提供を受ける時とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 市長は、令第8条第1項ただし書に規定する場合その他市長が特別の理由があると認める場合は、規則で定めるところにより、手数料を減額し、又は免除することができる。
- 5 既に納入した手数料は、返還しない。ただし、市長は、特別の理由があると認めるときは、その手数料の全部又は一部を返還することができる。

(平25条例52・一部改正)

(柏市保健衛生審議会の設置)

第4条 保健所の適正な運営等に資するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定により、柏市保健衛生審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務及びその権限)

第5条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第4条第1項に規定する基本指針に係る事項であって市長の権限に属するものに係る企画、実施及び評価に関する事項
- (2) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第5条第1項に規定する基本指針に係る事項であって市長の権限に属するものに係る企画、実施及び評価に関する事項
- (3) その他保健所の運営等に関する事項

2 審議会は、前項の規定による調査審議のほか、保健、医療及び生活衛生に関する重要な事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第6条 審議会は、委員20人以内をもって組織する。

- 2 審議会に、専門的な事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員を置くことができる。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 民間関係団体の構成員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が適当と認める者

4 特別委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 当該専門的な事項に関する学識経験を有する者
- (2) その他市長が適当と認める者

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 特別委員は、その者の委嘱に係る当該専門的な事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第8条 審議会は、特定の事項を調査審議するため、必要に応じて部会を置くことができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第34号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成25年条例第52号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

○柏市保健所条例施行規則

平成20年 3月28日

規則第42号

改正 平成29年12月22日規則第91号

(趣旨)

第1条 この規則は、柏市保健所条例（平成19年柏市条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(検査の申込み)

第2条 保健所の行う検査を受けようとする者は、検査申込書を市長に提出することにより、市長に申し込まなければならない。

(条例第3条第1項の規則で定める役務)

第3条 条例第3条第1項の規則で定める役務は、次に掲げるものとする。

- (1) HIV抗体検査
- (2) クラミジア抗体検査
- (3) 梅毒血清検査
- (4) 肝炎ウイルス検査

(平29規則91・一部改正)

(手数料の減免)

第4条 条例第3条第4項の規定による手数料の減額又は免除（以下「手数料の減免」という。）をする割合は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく被保護者 100パーセント
- (2) 国又は他の地方公共団体(本市の区域内に官公署又は施設を設置する国又は他の地方公共団体が、保健所の行う検査を公務上必要とする場合に限る。) 50パーセント
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める者 市長が別に定める割合

2 手数料の減免を受けようとする者は、必要な書類を添付した柏市保健所手数料減免申請書を市長に提出することにより、市長に申請しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、口頭により申請することができる。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、手数料の減額又は免除の可否を決定し、その旨を柏市保健所手数料減免決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(手数料の返還)

第5条 条例第3条第5項ただし書の規定による手数料の返還を受けようとする者は、必要な書類を添付した柏市保健所手数料返還申請書を市長に提出することにより、市長に申請しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、口頭により申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、手数料の返還の可否を決定し、その旨を柏市保健所手数料返還決定通知書により当該申請をした者に通知するものとする。

(会長及び副会長)

第6条 条例第4条に規定する柏市保健衛生審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第7条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

2 審議会の会議は、在任の委員及び議事に関係のある特別委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 審議会の会議の議事は、出席の委員及び特別委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第8条 条例第8条に規定する部会（以下「部会」という。）に属すべき委員及び特別委員は、会長が指名する。

2 部会に部会長及び副部会長1人を置き、会長の指名する委員又は特別委員をもって充てる。

3 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表する。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 部会の会議及び議事は、審議会の会議及び議事に準じて行う。

6 審議会は、前条第3項の規定にかかわらず、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

7 部会長は、前項の規定により部会の議決をしたときにあつては部会の会議の結果を、部会の審議が長期にわたる場合で部会長が必要と認めるときにあつては部会の会議の経過を審議会に報告するものとする。

(意見の聴取等)

第9条 審議会（部会に調査審議させる場合にあつては、部会）は、必要に応じて委員及び特別委員以外の関係者に対し、会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(審議会の運営)

第10条 この規則で定めるもの及び次条の規定により市長が別に定めるものを除くほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(補則)

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第91号）

この規則は、公布の日から施行する。

柏市附属機関等組織運営要領

制定 平成 23 年 1 2 月 6 日

施行 平成 23 年 1 2 月 6 日

(目的等)

第 1 条 この要領は、附属機関等の組織の簡素化と運営の透明性、公正性を確保するとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、もって開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 附属機関

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定により、法律又は条例により設置された機関をいう。

(2) 懇談会

有識者等から意見を聴取又は意見交換を行い、市政への反映等を目的とした本市が開催する会合をいう。

(3) 連絡・調整会議，研究会等（以下「調整会議等」という。）

市の職員以外の者を構成員に含めた組織であって、次のいずれかに該当する組織をいう。

ア 連絡・調整会議（関係団体，関係機関との連絡調整，意見調整等を主な目的とし，市は一構成員として参加するもの）

イ 実行委員会（まちづくりやイベントの実行，啓発等を主な目的とするもの）

ウ 研修・研究会（本市職員の研修，研究等を主な目的とするもの）

エ 説明会・ワークショップ等（不特定多数を対象とするもので，広聴を主な目的とするもの）

(設置)

第 3 条 次の各号に掲げる項目に該当する場合は、原則として新たな附属機関を設置しないものとする。

(1) 市民等の意見を聞くにあたり、市政モニター制度又はパブリ

ックコメント制度（意見公募手続）など，他の方法を活用した方がより効果的であると考えられる場合

- (2) 不服審査又は行政処分への関与など，法令の改正等により新たに附属機関の審議事項とすべきものが発生した場合であって，審議分野の共通性等に着目したとき，既存の附属機関において審議することが可能である場合

（廃止）

第4条 次の各号に掲げる項目に該当する場合は，原則として附属機関及び懇談会を廃止又は統合するものとする。

- (1) 所期の目的が既に達成されている場合
- (2) 社会経済情勢又は市民ニーズの変化等により，著しく設置の必要性が低下した場合
- (3) 活動が著しく不活発な場合
- (4) 市政モニター制度又はパブリックコメント制度（意見公募手続）など，他の方法を活用した方がより効果的であると考えられる場合
- (5) 設置目的又は審議分野等が他の附属機関と類似又は重複している場合

（組織等）

第5条 附属機関，懇談会及び調整会議等の組織及び構成等は，次のとおりとする。

- (1) 附属機関の名称は，原則として次のとおりとする。

ア 審査会

特定の事項について判定又は結論を導き出すために，その内容を調べるもの

イ 調査会

一定の範囲の事項について，その真実を調べるもの

ウ 審議会，委員会

諮問に応じて特定の事項について論議し，意見又は見解について答申等を行うもの

- (2) 懇談会及び調整会議等の名称には，審査会，調査会，審議会，委員会等の附属機関と混同する名称を用いないものとする。
- (3) 附属機関の委員の数は，おおむね次のとおりとする。

ア 審査会及び調査会

10人以下

イ 審議会，委員会

15人以下

(4) 附属機関及び懇談会の委員構成は，可能な限り次のとおりとする。

ア 委員により代表される意見，学識，経験等が，公正かつ均衡の取れた構成になるよう留意する。

イ 審議事項に利害関係を有する委員を選任する場合は，一方の利害を代表する委員の数を，総委員数の半数以下とする。

ウ 同一団体からの推薦による委員は，一の附属機関につき1人とする。

エ 男女の一方の委員数が，委員総数の100分の35未満とならないようにする。

オ 法令等に基づく場合又は特に必要と認める理由がある場合を除き，市議会議員は委員とはしない。

(5) 附属機関及び懇談会の委員の任期と兼職の取扱いは，可能な限り次のとおりとする。ただし，プロポーザル方式選定委員会，ネーミングライツ導入審査委員会，指定管理者導入方針検討委員会及び指定管理者候補者選定委員会は除く。

ア 一の者は，一の附属機関又は懇談会の委員の任期について，連続して3期を越えることはできない。

イ 一の者は，同時に3を越える附属機関又は懇談会の委員を兼ねることはできない。

(6) 市民の意見及び市内有識者の登用を目的として，附属機関及び懇談会の委員について公募を行う。

ただし，以下の附属機関及び懇談会についてはこの限りではない。

ア 非公開又は部分公開で開催される附属機関及び懇談会

イ 行政処分に関係する附属機関及び懇談会

ウ 高い専門性が求められる附属機関及び懇談会

(7) 附属機関及び懇談会の委員の公募手続き及び選考方法等は，別に定めるところによる。

(8) 懇談会は、合議体とならないよう定員及び議事手続き等を定め
ないものとする。

(会議の公開等)

第6条 附属機関及び懇談会の会議の公開及び概要の公表などは、
柏市附属機関会議公開等要領の規定に基づくものとする。

(事務分掌)

第7条 附属機関、懇談会及び調整会議に関する事務分掌は、次の
とおりとする。

(1) 附属機関、懇談会の総括的事項については、企画部行政改革
推進課（以下、「総括担当課」という。）が所管する。

(2) 附属機関、懇談会及び調整会議の委員の選任その他の基本的
な事項については、附属機関、懇談会及び調整会議の庶務を処
理する部署（以下、「運営担当課」という。）が所管する。

(3) 附属機関及び懇談会の設置、委員選任など、附属機関及び懇
談会の運営に係る重要事項の決定にあたっては、運営担当課は
総括担当課の合議を経ることとする。

附 則

この要領は、平成23年12月6日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

柏市附属機関等会議公開等要領

制定 平成12年 9月29日

施行 平成12年10月 1日

(趣旨)

第1条 この要領は、柏市情報公開条例（平成12年柏市条例第4号。以下「条例」という。）第23条の規定による実施機関に置く附属機関及びこれに類するものの会議の公開等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 附属機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、法律又は条例に基づき設置された附属機関をいう。

(2) 懇談会 条例第23条のこれに類するものをいい、有識者等から意見を聴取又は意見交換を行い、市政への反映等を目的とした本市が開催する会合をいう。

(3) 庶務担当課等 附属機関又は懇談会の庶務を担当する課等をいう。

(会議の非公開の決定)

第3条 条例第23条第1項ただし書の規定による会議の全部又は一部を公開しない旨の決定は、附属機関にあつては、附属機関の長が、当該附属機関に諮って行うものとし、懇談会にあつては、庶務担当課等の長（以下「運営担当課長」という。）が、行うものとする。ただし、附属機関の長が選任されていない場合には、当該附属機関の運営担当課長が当該決定を行うことができる。

2 前項の規定により附属機関に諮って行う決定は、出席した附属機関の委員の過半数で決し、可否同数のときは、附属機関の長の決するところによる。

(会議の開催の周知)

第4条 運営担当課長は、附属機関の会議を公開する場合（その会議の一部を公開する場合を含む。以下同じ。）にあつては、当該会議の開催日の2週間前までに、例1を参考に作成する会議開催案内を、行政資料室（柏市行政資料室要領（平成12年9月29日制定）第1条第1項の規定により設置された柏市行政資料室をいう。以下同じ。）に掲示し、及び報道機関への情報提供のため広報を担当する課の長（以下「広報担当課長」という。）に情報を提供するとともに、広報紙及びホームページに掲載すること等により周知を図るよう努めるものとする。ただし、当該会議を緊急に開催する必要が生じたときは、この限りでない。

2 広報担当課長は、前項本文の規定により、提供を受けた会議開催情報を遅滞なく報道機関に通知するものとする。

（会議の公開の方法等）

第5条 附属機関の会議の公開は、附属機関が会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

2 附属機関は、会議を公開する場合には、傍聴を認める者の定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。

3 附属機関は、第1項の規定により会議の傍聴を認めた者に対し、会議資料（条例第7条各号に掲げる情報のいずれかが記録されているものを除く。）を配付するものとする。

4 附属機関は、会議を公開するにあつては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、例2を参考に傍聴に係る手続及び遵守事項を定め、会議の会場における秩序の維持に努めるものとする。

（会議録、会議資料等の公表）

第6条 運営担当課長は、条例第23条第2項の規定により、附属機関の会議終了後速やかに、例3を参考に会議録を作成するものとし、発言した委員名は原則記載するものとする。

2 運営担当課長は、附属機関の会議が公開により開催された場合には、条例第23条第3項の規定により、前項の会議録の写し（当該会議の一部が公開により開催された場合には、当該公開された部分に限る。）を行政資料室に配架するとともに、ホームページに掲載し、一般の閲覧に供するものとする。

3 運営担当課長は、附属機関の会議が公開により開催された場合

には、当該会議に係る会議資料（当該会議の一部が公開により開催された場合には、当該公開された部分に限る。）を原則、行政資料室に配架するとともに、ホームページに掲載し、一般の閲覧に供するものとする。

- 4 運営担当課長は、附属機関の会議が非公開により開催された場合には、例4を参考に作成する会議開催状況を行政資料室に配架するとともに、ホームページに掲載し、一般の閲覧に供するものとする。

（概要の作成及び公表等）

第7条 運営担当課長は、所管する附属機関を設置、変更等した場合は、例5を参考に作成する附属機関の概要を行政資料室に配架し、並びにホームページに掲載すること等により情報の公開に努めるものとする。

- 2 運営担当課長は、所管する附属機関が廃止された場合は、行政資料室及びホームページでの公開内容を変更するものとする。

（運用状況の公表）

第8条 条例第27条の規定による施行の状況の取りまとめ及び公表については、附属機関及び懇談会の総括を担当する課の長が、年1回、行うものとする。

- 2 前項の公表は、同項の取りまとめをした施行の状況について行政資料室に配架し、及びその概要を広報紙及びホームページに掲載することにより行うものとする。

（準用）

第9条 第4条から第7条までの規定は、懇談会の会議等について準用する。

（補則）

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成12年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 第3条第1項の規定にかかわらず，附属機関等の長が選任されている場合であって，同項の決定がされていないときは，施行日以後初めて行う会議について，運営担当課長が同項の決定を行うことができる。
- 3 第4条及び第5条（第1項を除く。）の規定は平成12年11月1日以後に開催する会議について適用し，同日前に開催する会議についてはなお従前の例による。

附 則

この要領は，平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成17年5月9日から施行する。

附 則

この要領は，平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成21年9月14日から施行する。

附 則

この要領は，平成23年12月6日から施行する。

附 則

この要領は，平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は，平成30年4月1日から施行する。